

交付対象者

業 種 (注)	要 件
建設業	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けていること。
飲食業	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する次のどちらかの営業許可を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・旧法（令和 3 年 6 月改正前）第 52 条第 1 項における「飲食店営業」又は「喫茶店営業」 ・新法（令和 3 年 6 月改正後）第 55 条第 1 項における「飲食店営業」
宿泊業	旅館業法（昭和 23 年法律 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けていること。
道路旅客運送業	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定により、一般旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
農林業・漁業	日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定 平成 26 年 4 月 1 日施行）大分類 A「農業、林業」に分類される事業者であること。
漁業	日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定 平成 26 年 4 月 1 日施行）大分類 B「漁業」に分類される事業者であること。
製造業	原材料等を加工することによって製品の製造を行う事業者であること。
小売業	仕入れた商品を消費者に販売する事業者であること。
理美容業	理容サービス及び美容サービスを提供する事業者であること。
療術業	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復を行う事業者であること。
砂利採取業	砂利採取業を行う事業者であること。
不動産業	不動産業を行う事業者であること。
技術サービス業	測量等を行う事業者であること。
廃棄物処理業	廃棄物を処理等する事業者であること。

(注) 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定 平成 26 年 4 月 1 日施行）による。